

国民健康保険事業財政調整基金の活用について

1 趣旨

国民健康保険事業については、平成30年度からの県単位化に伴い、財政運営のしくみが変わり、各市町村の保険税率は、それぞれの医療費や所得水準を考慮し、また、収支の均衡が図られるよう、県から示される標準保険料率を参考に決定することとされている。

本市においては、平成20年度以降の保険税率を据え置くとともに、平成27年度以降は財政調整基金を活用して単年度収支の均衡を図っており、保険税額の水準は県内でも低位にある。

このため、県単位化に伴い、現行の保険税額の水準が引き上げられ、被保険者の保険税負担が増加することが予想されるので、できるだけ現行の保険税額の水準を維持できるよう財政調整基金の活用について検討を図るもの。

2 基金の活用の推移

平成26年度までは、決算剰余金で収支均衡を図っている。

単位：千円

年 度	年度当初基金残高	取 崩 額	年度末基金残高
平成27年度	986,884	160,000	827,423
平成28年度	827,423	130,000	698,141
平成29年度	698,141	259,909	438,232

※平成27年度は決算額（利子積立分539千円を含む）

平成28年度は決算額（利子積立分718千円を含む）

平成29年度は予算額

3 基金の活用について

安定した国民健康保険事業の財政運営のため、次のとおり基金を活用する。

平成30年度以降は、保険税の激変緩和措置及び収支補填に充てる。ただし、県が行う激変緩和措置を優先する。

また、県単位化に伴う納付金（※1）の財源、財政安定化基金（※2）の返済及び保健事業に活用する。

※1 市町村が県に納めなければならない医療給付費支払のための金額

※2 収納不足・予期せぬ給付増があった場合等、市町村への貸付を行うための基金

4 その他

今後、国や県が示す公費の考え方や標準保険料率のあり方を見極め、平成29年11月を目途に基⾦の活用策を決定したい。